

公 告

本市が所有するペットボトルの処理に係る指名競争入札の入札参加登録を行いますので、次のとおり公告します。

令和6年2月9日

金沢市長 村山 卓
(公印省略)

- 1 ペットボトルの処理に係る指名競争入札に参加することができる者は、市長の行う審査により令和6年度におけるペットボトルの処理に係る入札参加者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録されている者としてします。
- 2 登録名簿に登録することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。
 - (1) ペットボトルに関する産業廃棄物処分量の許可（破砕）を取得している者、ペットボトルに関する一般廃棄物処分量の許可（破砕）を取得している者又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和6年度ペットボトル再生処理事業者に登録している者であること。
 - (2) 1日当たりの処理能力が4トン以上の処理施設を保持している者であること。
 - (3) 50立方メートル以上の屋内保管施設を保持している者であること。
 - (4) 石川県内に主たる事業所及びペットボトルの処理施設を所有する者であること。
 - (5) 次のア又はイの方法によりペットボトルの再商品化を行っている者であること。
 - ア ペットボトルを石川県内の自社工場でペットボトルその他プラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を国内で製品等に加工する製造事業者（メーカー）に利用させている者
 - イ ペットボトルを石川県内の自社工場でペットボトルその他プラスチック製品、繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を製品等に加工している者
- 3 登録名簿への登録を受けようとする者は、ペットボトルの処理に係る入札参加登録申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとしてします。
 - (1) 産業廃棄物処分量許可証の写し、一般廃棄物処分量許可証の写し又は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の令和6年度ペットボトル再生処理事業者に登録していることを証明できる書面の写し
 - (2) 使用印鑑届
 - (3) 金沢市に本社がある場合は、市税滞納有無調査承諾書
金沢市以外に本社がある場合は、県税の納税証明書
 - (4) 1日当たりのペットボトルの処理能力が4トン以上の処理施設を保持していることを証明するもの
 - (5) 50立方メートル以上の屋内保管施設を保持していることを証明するもの
 - (6) ペットボトルの再商品化を行っていることを証明するもの
 - 2 (5) アに該当する者は、
国内で製品等に加工する製造事業者との契約書の写し及びペットボトル処理実績表
 - 2 (5) イに該当する者は、
製品等に加工した後の引渡事業者との契約書の写し及びペットボトル処理実績表

- 4 ペットボトルの処理に係る指名競争入札は、令和6年3月、6月、9月及び12月の年4回実施します。
- 5 入札参加登録申請書の受付の期間等は、次のとおりとします。
- (1) 受付期間 令和6年2月9日（金）から同年2月26日（月）まで
 - (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
 - (3) 受付場所 金沢市柿木畠1番1号 金沢市役所第二本庁舎1階 ごみ減量推進課内
(電話 076-220-2302)
- 6 市長は、前項の受付の期間中に提出された入札参加登録申請書（簡易書留で郵送により提出された入札参加登録申請書にあっては、受付の期間中の日付印の押印のあるものに限り）を審査し、登録名簿に登録するか否かを決定し、その旨を令和6年3月4日（月）までに当該入札参加登録申請書を提出した者に通知します。
- 7 市長は、特別の理由があると認める者については、令和6年11月30日（土）までは、随時入札参加登録申請書を受け付けるものとし、この期間中に提出された入札参加登録申請書に基づき登録名簿に登録された者については、次の表の入札参加登録申請書の提出日に応じ、同表に定める入札に参加できるものとします。

入札参加登録申請書の提出日	参加することができる入札
令和6年2月27日から同年5月31日まで	令和6年6月、9月及び12月に実施する入札
令和6年6月1日から同年8月31日まで	令和6年9月及び12月に実施する入札
令和6年9月1日から同年11月30日まで	令和6年12月に実施する入札